

土庄町障害者活躍推進計画

土 庄 町
土庄町教育委員会

機 関 名	土庄町、土庄町教育委員会
任 命 権 者	土庄町長、土庄町教育委員会
計 画 期 間	令和7年7月1日～令和12年3月31日
障害者雇用に関する課題	本町においては、令和2年度から5年間を計画期間とする土庄町障害者活躍推進計画を策定し、取り組みを行ってきたところであるが、令和6年度時点で法定雇用者数を達成することができなかった。 今後、法定雇用率が引き上げられることに伴い、積極的な障害者の採用を計画的に進める必要がある。また、障害者のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場となるよう、環境整備も推し進める。
目 標	
1. 採用に関する目標	【実雇用率】 (各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 毎年の任免状況通報時に定着状況を把握し、進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として町長部局は総務課長、教育委員会は教育総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害のある職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○勤務する場所には、エレベーターや多目的トイレの設置、導線の確保など、障害のある職員が働きやすい環境整備に努める。 ○歩行が困難である職員用の駐車スペースを勤務する敷地内に確保するよう努める。

	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。